

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

幸手市長 木村 純夫

市町村名 (市町村コード)	幸手市 (11240)	
地域名 (地域内農業集落名)	幸手・行幸地区 (天神町、牛村、田宮、浪寄、内国府間第一、内国府間第二、内国府間第三、東町、荒宿、仲町、久喜町、助町、中川崎、下川崎、上千塚、下千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市の北西部に位置する水田地帯で水稻を中心に作付され、集落周辺の農地では野菜等の畑作が行われている。  
当初計画の策定後に担い手が不在の地域において、市が実施する担い手と地域のマッチング事業を実施したことにより、担い手の増加及び農地の集約化に向けた体制整備が進んでいるが目標地図に記載していない(農業振興地域内の農用地指定されていない)農地については、担い手不在の地域がまだ多い状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

補助事業等を活用し、圃場の大区画化など耕作がしやすい環境整備を行い、水田を中心とした担い手への農地の集約を目指す。  
また、目標地図に記載していない担い手不在地域への農業者の誘致や担い手への耕作を引き継ぐ体制の整備を引き続き進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	238.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を目指す農業者に、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を図ることを基本としつつ、自作を含め、多様な担い手による農用地の有効利用を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
機構集積協力金推進事業等の活用により、農地中間管理事業の利用率及び認知率が増加傾向にあるため、継続した周知や未活用者を対象に周知を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
法人等を含め地域外から新たな担い手を確保するため、機構集積協力金等を活用した基盤整備事業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
幸手市農業技術銀行運営協議会にて定めた農作業委託にかかる基準単価を参考に埼玉みずほ農業協同組合や地域内の農作業受託希望者と相談し作業を依頼することで、遊休農地発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した農作物の栽培の取組拡大を推進していく。  
 ⑦多面的機能支払交付金活動組織(上千塚環境保全管理組合、中川崎保全組合)を中心とした、地域で農地や農業用排水路の保全・管理等を推進していく。